**平成２５年（フ）第１６１２号**
札幌市東区北19条東12丁目７番12号　ララコム名園Ａ201号、住民票上の住所札幌市東区北45条東17丁目１番15号
債務者　関根　　哲
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１６１９号**
札幌市北区麻生町１丁目７番26―101号
債務者　川井　暁子（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１６４０号**
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目９番10号　村本コーポ102
債務者　谷　ゆかり
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１６４４号**
札幌市白石区川北４条１丁目４番34―103号
債務者　森谷　泰久
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１６４５号**
札幌市白石区川北４条１丁目４番34―103号
債務者　森谷　智子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１６４８号**
札幌市西区西町南18丁目３番５―203号
債務者　小野　伴浩
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１６５５号**
札幌市北区北30条西９丁目１番３号　ハウス寿１号
債務者　小山　敏男
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１６７４号**
札幌市南区澄川３条１丁目１番14号　レジェンドコート澄川11号
債務者　福田　立海
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１６７５号**
札幌市南区澄川３条１丁目１番14号　レジェンドコート澄川11号
債務者　福田　和子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１６９２号**
札幌市北区新琴似10条12丁目５番５号　メゾン横井201号
債務者　平山　範彰
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１７１０号**
札幌市中央区南18条西16丁目２番20―405号
債務者　東　　広典
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１７２４号**
札幌市東区北９条東９丁目２番47号
債務者　長屋　智恵（旧姓目黒）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１７６６号**
札幌市豊平区中の島１条14丁目１番１―202号
債務者　佐藤　匡一
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第４９１号**
埼玉県坂戸市三光町17番10号
債務者　小塚　千景（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第４９８号**
埼玉県比企郡川島町大字下伊草115番地１　国島アパート101号室
債務者　小島　澄子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第３３５号**
相模原市中央区横山２丁目８番13号　セジュール横山208
債務者　因　　康晴
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第３３６号**
相模原市南区相武台２丁目６番３号
債務者　竹本　恵一
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　横浜地方裁判所相模原支部